

令和3年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第1回就労支援専門部会

令和3年8月4日(水)

10時00分から12時00分

ハイブリッド式開催(Zoom/障害者会館 AB)

会議次第

1 開会

(1)部会長の互選、副部会長の指名について

2 議事

(1)令和3年度障害者自立支援協議会について

①令和3年度就労支援専門部会検討事項について・・・・・・・・・・【資料第2-1号】

②令和3年度障害者地域自立支援協議会スケジュールについて・・・・・・・・・・【資料第2-2号】

(2)昨年度話し合われた内容の確認

①令和2年度就労支援専門部会・ワーキングの内容・・・・・・・・・・

【資料第3-1号】【資料第3-2号】【資料第3-3号】

(3)ハンドブック作成について

①令和3年度第1回ワーキング・・・・・・・・・・【資料第4-1号】

②ハンドブックの内容について・・・・・・・・・・【資料第4-2号】

③印刷について トヨタグループ

③事例記事作成のスケジュール・・・・・・・・・・【資料第4-3号】

(4)その他

【資料】

・就労支援専門部会委員名簿・・・・・・・・・・【資料第1-1号】

・文京区障害者地域自立支援協議会要綱・・・・・・・・・・【資料第1-2号】

・令和3年度就労支援専門部会検討事項・・・・・・・・・・【資料第2-1号】

・令和3年度障害者地域自立支援協議会スケジュール・・・・・・・・・・【資料第2-2号】

・令和2年度就労支援専門部会・ワーキングの内容【資料第3-1号】【資料第3-2号】【資料第3-3号】

・令和3年度第1回ワーキング・・・・・・・・・・【資料第4-1号】

・ハンドブックの内容について・・・・・・・・・・【資料第4-2号】

・事例記事作成のスケジュール・・・・・・・・・・【資料第4-3号】

令和3年度文京区障害者地域自立支援協議会 就労支援専門部会委員名簿

※○は新メンバー

役職名		委員名	所属機関・団体・施設名
副会長		志村 健一	東洋大学社会学部社会福祉学科教授

委員		瀬川 聖美	社会福祉法人本郷の森 理事長
〃	○	佐瀬 祥子	飯田橋公共職業安定所 統括職業指導官
〃		藤枝 洋介	障害者就労支援センター 所長
〃	○	伊藤 博子	東京障害者職業センター 職業カウンセラー
〃	○	北村 洋次郎	筑波大学大塚特別支援学校 進路指導主事
〃		松井 裕	都立王子特別支援学校主幹教諭
〃		石橋 綾	東大病院 精神科デイホスピタル 作業療法士
〃		小泉 洋平	小石川メンタルクリニック リワークデイケア 精神保健福祉士
〃	○	南雲 ひとみ	ジョブリッジ飯田橋 サービス管理責任者
〃	○	阿部 光実	銀杏企画三丁目 職業指導員
〃	○	平井 芙美	アビーム施設長
〃		小林 美千代	工房わかぎり施設長
〃		中瀬 茂由	大塚福祉作業所 主任
〃		有村 秀一	トヨタグループ株式会社 代表取締役社長
当事者委員	○	天野 亨	
区 委員		永尾 真一	障害福祉課 障害福祉係長
〃	○	加藤 たか子	保健サービスセンター

事務局		藤枝 洋介	障害者就労支援センター
〃		松本 寛	障害者就労支援センター
〃		多田 理恵子	障害者就労支援センター
〃		鈴木 咲希	障害者就労支援センター
〃		秋元 全和	障害者就労支援センター
〃		緒方 明日海	障害者就労支援センター

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

- 19文福障第1705号 平成20年2月18日区長決定
- 19文福障第2191号 平成20年3月31日一部改正
- 23文福障第2692号 平成24年3月30日一部改正
- 24文福障第688号 平成24年6月1日一部改正
- 24文福障第2127号 平成25年1月24日一部改正
- 26文福障第3145号 平成27年3月30日一部改正
- 27文福障第2238号 平成28年2月1日一部改正
- 30文福障第2657号 平成31年3月15日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 就労支援専門部会
 - (2) 相談支援専門部会
 - (3) 権利擁護専門部会
 - (4) 障害当事者部会
 - (5) 地域生活支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 第2項第1号から第4号までに規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 7 第2項第5号に規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 8 前2項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 12 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 13 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
 - (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
 - (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター
 - (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
 - (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター
 - (5) 地域生活支援専門部会 福祉部障害福祉課
- 14 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
	文京区家族会	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
相談支援事業者関係	区内指定一般相談支援事業者	3名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	6名以内

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部福祉施設担当課長 福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

令和3年度就労支援専門部会 検討事項について

「情報共有する上で、障害者就労に関する共通のプラットフォーム(基本情報)になるハンドブックの作成を行う」

目的：

雇用・福祉・医療・保健・教育など、様々な分野が障害のある方の就労支援に携わっており、「就労」に関する共通認識をもつことによって、分野を超えた連携の促進を図るため。

令和3年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回 (6/9)				第2回					第3回
相談支援 専門部会					第1回	→		第2回	→			第3回
就労支援 専門部会					第1回 【8/4開催】	→		第2回	→			第3回
権利擁護 専門部会					第1回	→		第2回	→			第3回
障害当事者部会					第1回	→		他専門部会と合同開催				→
地域生活支援 専門部会					第1回	→		第2回	→			第3回

令和2年9月25日（金）

文京区版障害者就労支援ハンドブック (仮) について

令和2年度第1回就労支援専門部会

藤枝 洋介

TOPIC

- ・ どうしてハンドブックを作成するのか？
- ・ 他地域ではどんなものを作成しているか？
- ・ 文京区版ハンドブックの提案内容

令和元年度就労支援専門部会

現状から具体的なアイデアとして出ていた意見(抜粋)

- 地域の社会資源を知る機会
- 文京区の地域性の強みの発信
- 区内大学における障害学生の状況の共有
- 各機関の役割や支援、訓練などの内容、就労に関する基本的な流れの共有
- 雇う側が多様な人材を活用すること、働く側の「働く」意識の醸成の機会
- 多分野における情報共有の場
- 超短時間雇用など柔軟な働き方ができる企業の情報共有の場

TOPIC

- ・ どうしてハンドブックを作成するのか？
- ・ 他地域ではどんなものを作成しているか？
- ・ 文京区版ハンドブックの提案内容

他地域での先行事例

主な内容【3つの要素】

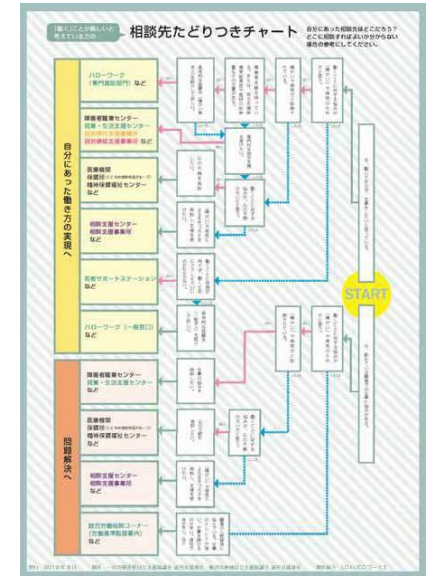
- ① 相談先フローチャート
- ② 地域の社会資源の紹介
- ③ 事例



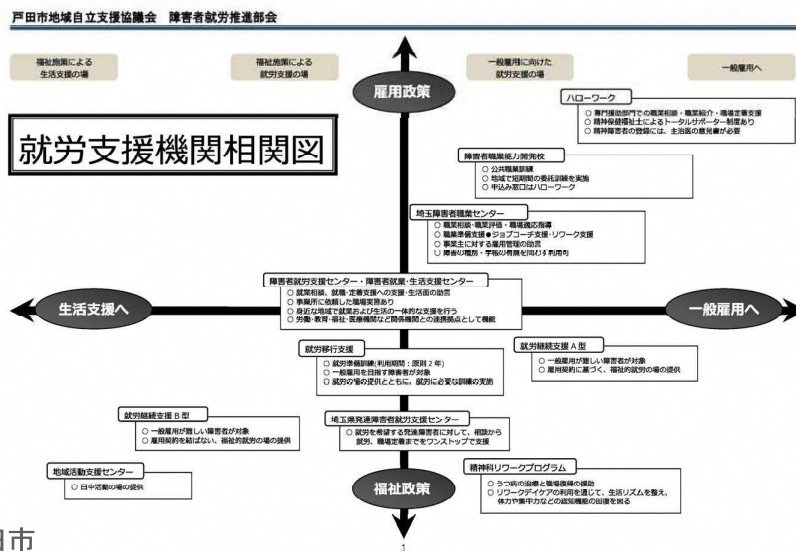
① 相談先フローチャート

【特徴】

- (1) 「困りごと・相談したいこと」と相談先がフローチャート式で記載されている。
- (2) 就労支援の流れや支援の方法が記載されている。(プロセスマップ)



一宮市



戸田市

② 地域の社会資源

【特徴】

主に訓練等給付サービス系（就労移行支援・継続A、B型、就労定着支援）と相談支援事業所の紹介。

一日のプログラムの内容や作業内容、事業所の特徴などが記載されている。

事業所名	ワークあけぼの		
住所	さいたま市水戸5-1-1	電話番号	02-557-5
メールアドレス	akebona@mita.co.jp		
障がい種別	身体・知的・精神・発達		
アピールポイント	周囲は山や田んぼに囲まれ自然豊かな場所です。作業を行える環境です。一般就労を目指し、施設外就労や継続支援にも積極的に取り組んでいます。障がい学、職業実習を計画的に行い、一般就労を目指した取り組みを入れています。		
【1日の流れ】	9:30 ~ 11:00	作業	
	11:00 ~ 11:15	休憩	
	11:15 ~ 12:30	作業	
	12:30 ~ 13:30	昼食・休憩	
	13:30 ~ 15:30	作業	
	15:30 ~ 16:00	後片付け・掃除	
【作業内容】	パン：製造、配達、販売 木工：資材部組製造 園芸：露地野菜づくり		
利用者のみなさんの様子	平均年齢が20台半ばとまだ若い方が多いので、活気があり、何でもチャレンジしようとする姿がみられます。		

加古川市

事業内容	労務移行支援	MAP	岐阜支店機材マップ①
TEL/FAX	TEL:058-94-5804 / FAX:058-4914		
事業所名	労務移行支援事業所 プラスステーション	Email	move_job@ss.bldkba.co.jp
URL	http://zpmove.com/		
運営法人	特定非営利活動法人 MOVE		
目的	認知症一宮市八幡ヶ丘19小高ビル2階 定員より徒歩5分、バス利用徒歩10分		
従業員数	定員	性別	女性
就業時間	平日9:00~16:00 土休祝日、8/19~12及び年末年始を除く	対象	身体障害、内勤・精神障がい
利用条件	あり(春まで、1ヶ月程度)		
その他	利用条件として、事業所が空席にある為、歩行で来る可能性があります。		



外観



サービス内容

【支援対象者】

- 認知症支援施設等に入っているが、事業所で働きたいと希望している人
- 自宅で生活しているが、事業所で働きたいと希望している人
- 一旦就労したが辞めてしまい、再就職に不安がある人

このような方に、職業自立を促して継続的な支援を行ないます。

* 利用にあたっては、一部の方から認知症サービス給付証(サービス支給決定)を受け取る必要があります。相談してください。

【支援内容】

① 認知(職業準備)

- 職場での基本的なルールを身につける
- 職場での適切な人間関係を築く
- 適切な作業態度を身につける
- 基本的な作業遂行能力を身につける
- 通勤ルール、マナー等を身につける
- 職場定章(就業規則)を学ぶ
- 就職後の初期において、通勤距離などのための通勤補助
- 定期的な職能定着指導等...その他、職業生活に役立つための補助

② 職場実習

- 職業準備訓練の結果、基本的な労働態度を身につける
- 認知症の特性や作業内容に合わせた、適切な業務内容で就業支援を行う
- 通勤距離が長い場合は、通勤補助を実施している

一宮市

事業内容	労務支援マップ	MAP	岐阜支店機材マップ②
TEL/FAX	TEL:058-85-8102 / FAX:058-85-8102		
事業所名	労務支援マップ事業所のあひだこふね	Email	haido100@haido.co.jp
URL	http://www.rochokobun.jp		
運営法人	合同会社 あひだこふね		
住所	〒491-0838 一宮市御蔵道1-1-3		
交通経路	名鉄/IC せせらぎ下車 徒歩5分	性別	女性
従業員数	定員	定員	40名
就業時間	10:00~16:00 休日・日曜、祝日	対象	身体障害・身体内勤(事務)
利用条件	なし(見学は随時可能、事前にご連絡ください)		
その他	特になし		



外観



サービス内容

【あひだこふねの会社理念「明るく・仲良く・元気に」】

※ 就業時間外は、就業支援センターにて就業支援を行います。

【あひだこふねの会社理念「明るく・仲良く・元気に」】

※ 就業時間外は、就業支援センターにて就業支援を行います。

千代田区

3 株式会社 Kaizen
Kaizen 秋葉原サテライト



ここがポイント!

- 1,000名以上の求職者から、あなたの求職活動をサポートします。
- 1,000名以上の求職者から、あなたの求職活動をサポートします。
- 1,000名以上の求職者から、あなたの求職活動をサポートします。

株式会社 LITALICO
LITALICO ワークス水越橋

あなたのチャレンジをサポートします



ここがポイント!

- あなたのチャレンジをサポートします。
- あなたのチャレンジをサポートします。
- あなたのチャレンジをサポートします。

③事例

【特徴】
合理的配慮に関する事例集
企業の雇用事例

文京区


14 社会福祉法人 本郷の森
いちよきがく
銀杏企画

住所 文京区本郷9-25-8 豊川ビル

TEL 03-5684-0991 FAX 03-5684-0964

問合せ 平日9:30~16:00 ホームページ http://www.honjonomori.com/

※東京外区及び外環 本郷三丁目下車徒歩5分
※都営地下鉄大江戸線 本郷三丁目下車徒歩1分



40

銀杏企画はこんなところで

活動紹介

軽作業

パソコン教室

外出アルバイト

婚活活動

スポーツ

パレーボール、フットサルにも力を入れています!

スポーツ好きな方、仲間にならしましょう!

本郷の森 ホームページ 詳しい活動を紹介しています

41

本書の使い方

こんなときどうする?
よくあるシチュエーションを集めました

1 人事異動、部署異動などの環境変化が予定されている

参考事例

①異動先の事前見学、事前実習を行い、新しい部署でも仕事内容の理解を促進した

②新しく上司となる方にご本人の配慮事項や指示の出し方、接し方について、その方法やポイントを引き継いだ。また、事前によく顔合わせをするなどで安心感につなげた

どういった対応が考えられる?

実際にあった事例を集めました

配慮のポイント

①異動先の事前見学、事前実習を行い、新しい部署でも仕事内容の理解を促進した

②新しく上司となる方にご本人の配慮事項や指示の出し方、接し方について、その方法やポイントを引き継いだ。また、事前によく顔合わせをするなどで安心感につなげた

どういった理由が考えられる?

人により理由は様々ですが、全体的な傾向として参考にしてください。

武蔵野市

目次

1. はじめに	
1 はじめに	
2 本書の使い方	
2. こんなときどうする？	
1 健康（体調管理・精神衛生）	
1 人事異動、部署異動などの環境変化が予定されている	7
2 欠勤・体調不良、いつもと様子が違う	8
3 健康相談を受けた	9
4 ストレスコントロールが苦手	10
5 集中力が続かない	11
整っていますか？職場環境	12
Part 1 個人を尊重していますか？	
Part 2 “できること”に着目していますか？	
【コラム】当事者の声 「障害は見えなくても、人となりは見える」	13
2 技能	
1 業務手順の理解を促したい	15
2 仕事への意欲を高めたい	17
3 時間配分を考えてスケジュール管理してほしい	18
4 報告・連絡・相談がなかなか来られない	19
5 量的にも、質的にも、今まで通り働けなくなった	20
整っていますか？職場環境	21
Part 3 一日の業務を明確に示していますか？	
Part 4 必要な情報共有ができていますか？	
【コラム】当事者の声 「伝えにくい事は見える化して解決する」	22

健康 2 欠勤・体調不良・いつもと様子が違う

参考事例

- ①個別面談を実施し、本人の状況把握をした
- ②調子が悪い時のサインを把握し、早い対応をこころがけた
- ③支援機関に通院同行を依頼した
- ④期間を決め、短時間勤務に切り替えた



配慮のポイント

職場環境だけでなく、プライベートでの問題が体調に支障をきたしていることも考えられます。また、雇主との相性にも左右されているかもしれません。定期面談は実施されていますか？調子を崩している時のサインを見逃さないよう、まずはご本人とよくコミュニケーションのとれる関係性を構築してください。

- 8 -

武蔵野市

障がい者雇用のためのハンドブック

●●●ともに働き、ともに生きる ●●●

障がい者雇用事例集

目次

はじめに	
【事例紹介】	
04 東京都目黒区にある製造業の企業 横山製粉株式会社	
08 東京都中央区にある情報系企業 株式会社シムス	
12 障がい者の就業を支援する、ともに働く SOC株式会社	
16 障がいのある人が「らくらく自然食社」の業務 株式会社サンコー	
20 障がい者が活躍し、社会に貢献できる 株式会社特殊衣料	
24 障がい者の就業を支援する企業 株式会社アイワード	
28 2011障がい者雇用実態アンケート調査結果報告	
30 障がいのある人の雇用をお考えの事業主の方へ	
34 北海道中小企業家同友会札幌支部 障害者相談委員会がめざすもの	



【表紙・裏表紙の絵について】
表紙・裏表紙に使用している絵は、社会福祉法人「ともにアートのレンジャー」より転載させていただきました。

札幌市・北海道中小企業家同友会

横山製粉株式会社

札幌市白石区平和通5丁目南2番1号
TEL: (011) 854 2222 FAX: (011) 854 2220

URL: <http://www.y-fm.co.jp>



障がい者雇用について伺いました

安心・安全を重視した製品の開発と製造販売。品質と技術の向上に常に取り組む職場には、責任感にあふれる社員の数があります。

職場実習が雇用のきっかけに

平成元年に特別支援学校より知的障がいのある人1名の職場実習の依頼があり、2ヶ月間の期間限定で受け入れました。その働きぶりから当社の工場で十分達成できると判断し、平成2年に社員として採用しました。それが最初の障がい者雇用となりましたが、もともと当社は、「自己啓発につとめ、互いに協働し社風に励もう」という社訓

04

文京区版のコンセプト

- 当事者はもちろんのこと、関係機関、企業も活用できるハンドブック
障害者就労のイメージが湧く
相談先がわかる(区内だけでなく、国や都の相談先も)
自己決定するための情報が整理できる
- 区内の就労支援がハンドブックを見ればわかる！
各分野の就労支援の実際
社会資源の情報

ハンドブック作成による期待できる効果

- 就労支援サービスの流れや内容がイメージでき相談しやすくなった
- 障害者雇用のイメージができ、働くことに挑戦する勇気が持てた
- 各分野で行っている就労支援の内容がわかり、連携がしやすくなった
- たくさんある就労支援サービスの整理ができ、相談先を決めやすくなった
- どこに相談すればよいか迷わず、相談しやすくなった
- 障害者雇用の取組みのヒントがもらえ、雇用に役に立った
- 障害者雇用についてわかり、生活支援の現場でも本人と仕事について話がしやすくなった

第 1 回就労支援専門部会ワーキング

令和 2 年 12 月 17 日(木)開催

ワーキングメンバー

自立支援協議会副会長 志村健一
部会長 瀬川聖美
トヨタグループ株式会社 有村秀一
王子特別支援学校 松井裕
小石川メンタルクリニック 小泉洋平
銀杏企画移行分室 石田由美子
工房わかぎり 村瀬綱希
当事者部会長 小西慶一
文京区障害者就労支援センター 藤枝洋介・秋元全和
事務局 松本寛

検討テーマ

ハンドブックにどのような内容を盛り込むかについて就労支援ハンドブック目次(案)をもとに話し合いを行った。

【資源マップについて】

- ・現状、B 型はセンターや学校からの紹介が主な経路であり一般からの問い合わせはない。
- ・事業所の種類や支援内容は意外と知らない。
- ・準備が出来ていない人の為の、地活や自立訓練をいれるのはどうか。
- ・既にあるものは代用する。例えば「心の健康ガイド」の活用等。
- ・マップに 1 ページの定着支援は必要ない。就労移行支援事業の一環でよいのでは。
- ・マップには二次元コードも入れたほうがよいのでは。
- ・マップには路線情報はいれても良いのでは、手帳があれば都営は無料で使える。
- ・マップについて、地域の商工会、商店街を巻き込むのは。文京区の特徴を出す。
- ・マップは○をカラーにして、位置・機能・属性を直ぐに確認できるように。
- ・他の地域では A3 サイズのマップがあった。

【事例について】

- ・事例の医療機関は（デイケア・地域の医療機関も事例があれば）
- ・事例の各就労支援機関の違いは何かという疑問を持つのではないか。
- ・すべて使えるのか、順番はあるのか等わかると良い。
- ・事例で行きついた先からのステップアップの見せ方。
- ・働く事と通所の違いを明確に示せるとよい。
- ・事例で企業の中での働き方の幅、選択肢がわかると良い。
- ・事例やフローチャートでそれぞれの連携がわかると良い。

【フローチャートについて】

- ・フローチャートの行きつく先がどんなところか説明が必要。
- ・フローチャートの生活面の相談という行きつく先はどこになるのか。
- ・事例やフローチャートでそれぞれの連携がわかると良い。
- ・生活面での相談は障害者就業・生活支援センター以外にもあるのか。
- ・フローチャートで行きついた先からのステップアップの見せ方が必要ではないか。
- ・相談支援リスト、どのように相談する場所を記載するか。（拠点、基幹、センター、計画相談先）まとめ役・統括はどこになるのか。
- ・フローチャートは振るいにならないような見せ方を。本人の自己選択、自己決定。
- ・目的の一つとして、進路指導で使えるとよい。
- ・生活面でのフローチャートはなくして、就労を目指す方のみで進める。

【その他の意見】

- ・対象を絞る必要がある。どこに軸足を置くか議論の必要があるのではないか。
- ・働き方などをコーヒースタンプのような形でコラム的に入れると企業にも参考になるのではないか。
- ・ハンドブックを通じて将来的に選択肢があるという事を伝えられたらいいと思う。

令和 2 年度 第 2 回就労支援専門部会

令和 3 年 3 月 9 日(火)～3 月 18 日(木)書面開催

配布資料

- ・就労支援ハンドブック目次（案）
- ・相談先フローチャート（案）
- ・社会資源の紹介ページ（案）
- ・社会資源 MAP（案）
- ・意見聴取シート
- ・第 1 回就労支援専門部会ワーキングの報告
- ・事例内容（案）

ハンドブックに関する意見聴取シートにて各委員の皆様よりご意見を頂いた。

就労支援専門部会での事例記事内容についての意見

- ・卒業後、B 型から企業就労した生徒がいます。2～3 年かけて企業が決まったが、その経緯が分からなかった。進路情報として支援機関の連携等もあったと思うのでそういう事例がほしい。
- ・流れの矢印が就労を終着点としているが、その後のサポートも考えている支援機関が多いと思います。就労の先もイメージできるような構成にデザインされていると良いのではないかと思います。
- ・企業での取り組みは多様なものがあると思われるため、分量が多くなっても良いかと思えます。企業の方にも障害者雇用のイメージが付きやすいものになって欲しいです。
- ・実際に相談を受け解決した多様な事例内容について、現実に即した①相談内容②支援手順③結果どのように解決されていたか④その後の定着支援についても具体的にわかりやすく提示して欲しい。

事例記事内容についての意見を参考に次回就労支援専門部会ワーキングにて話し合いをする事となった。

令和3年度 第1回就労支援専門部会ワーキング
令和3年7月7日(水)開催

目次（案）

（A4 合計 54/60 ページ）

表紙裏表紙・・・4P.

①文京区地域自立支援協議会について（1P）

就労支援専門部会について

②相談先フローチャート（2P）

就職を目指す方／就労中の方

③社会資源の紹介ページ（26P）各1ページ

就労移行支援事業所（10箇所）

就労継続支援A型（2箇所）

就労継続支援B型（11箇所）

相談支援事業所 ※リスト形式で1ページ

文京区障害者基幹相談支援センター

地域生活支援拠点事業 ※駒込、富坂、大塚は順次整備予定

④就労支援関係機関(1P)（プロセスマップ）

⑤社会資源 MAP(2P)

⑥事例（14P）各2ページ

就労の経験

企業での取り組み

医療機関での就労支援・取り組み

特別支援学校での就労支援・取り組み

就労移行支援事業所での就労支援・取り組み

就労継続支援B型での就労支援・取り組み

障害者就労支援センターでの就労支援・取り組み

⑤障害者雇用の制度（2P）

障害者雇用率制度 / 文京区助成金

⑥その他の活用できるハンドブックなど（1P）

文京こころのふれあいをすすめる会「心の健康ガイド要確認」

こころの病をもつ方が使える主な保健・福祉制度

⑦ハートフル工房・ジョブ～る文京のご案内（1P）

相談先フローチャート(案)

冊子:A4_見開き2P

就労に向けた相談場所



就労者と生活面を一時的にサポート
**文京区障害者
就労支援センター**
障害がある方が働き、仕事を続けたいという、就業し難い方から相談を受けたいという方のための相談窓口です。



相談・サービス利用のサポート
相談支援事業所
福祉サービス利用のサポートや、相談・サービス利用のサポート、福祉サービス利用のサポート、福祉サービス利用のサポートを行います。



障がい者専用の求人情報を提供する
**ハローワーク
【専門援助部門】**
障がい者専用の求人情報や、求職活動のサポート、求職活動のサポート、求職活動のサポートを行います。

就労に向けた評価・訓練・福祉的就労の場



就労者と生活面を一時的にサポート
**文京区障害者
就労移行支援事業所**
就労移行支援は、就職までの期間をサポートするための支援です。就職までの期間をサポートするための支援です。



働くための訓練
**就労継続支援事業所
(A型・B型)**
働くための訓練や、働くための訓練、働くための訓練を行います。



自己理解へのサポート
東京障害者職業センター
自己理解や、自己理解、自己理解のサポートを行います。

生活・制度に関する相談



制度やサービスについて
文京区障害福祉課
障害者福祉や、障害者福祉、障害者福祉の相談窓口です。



心のケアについて
保健サービスセンター
心のケアや、心のケア、心のケアのサポートを行います。



生活についてのサポート
**文京区障害者
基礎相談支援センター**
生活についてのサポートや、生活についてのサポート、生活についてのサポートを行います。



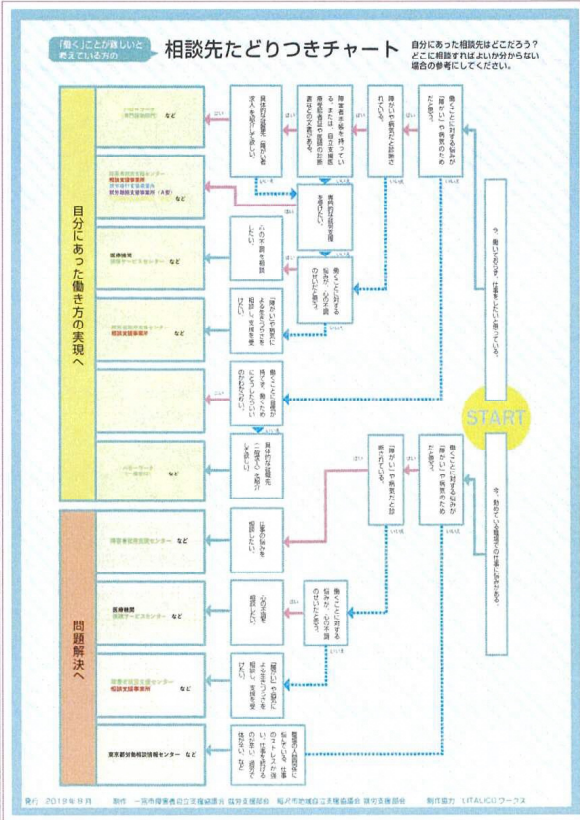
地域に根ざした生活支援
地域生活支援拠点
地域に根ざした生活支援や、地域に根ざした生活支援、地域に根ざした生活支援を行います。



雇われの相談もサポート
**障害者就業・生活
支援センター**
雇われの相談や、雇われの相談、雇われの相談のサポートを行います。



生活についてのサポート
**東京都労働
相談情報センター**
生活についてのサポートや、生活についてのサポート、生活についてのサポートを行います。



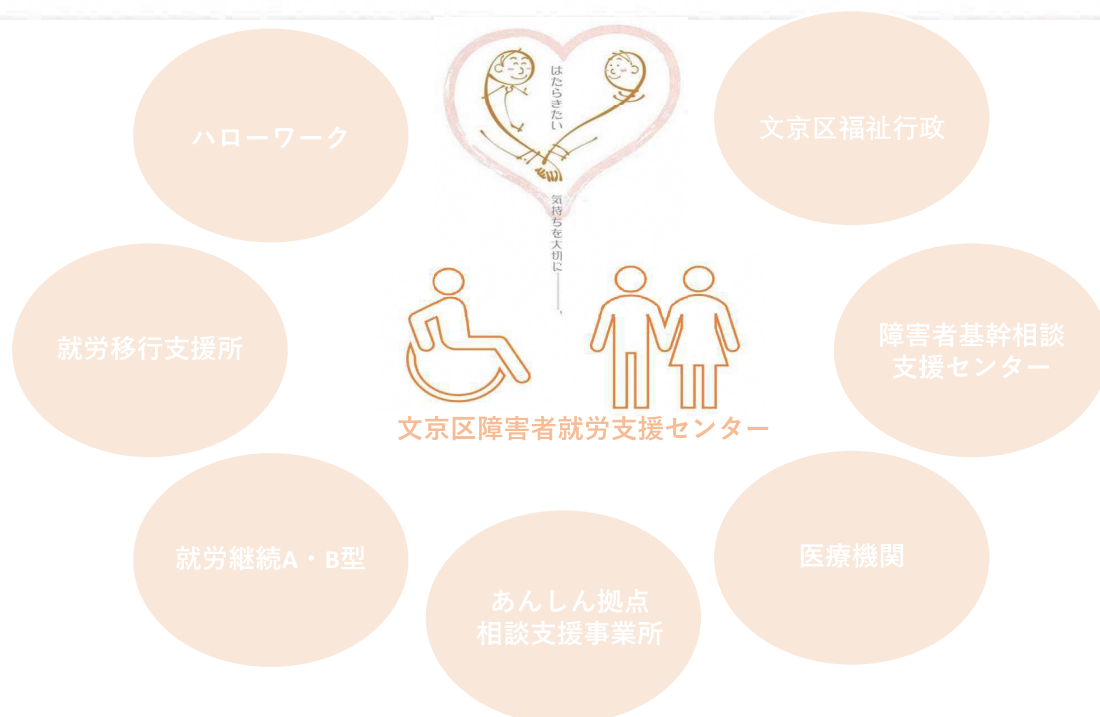
障害者就労支援センターとは

障害者就労支援センターでは、障害者の方の一般就労の機会拡大を図り、安心して働き続けられるよう、福祉施設・ハローワーク等関係機関と連携しながら、就労面と生活面の支援を行っています。

利用できる方

以下のいずれかに当てはまる方が対象となります。

- 区内在住で一般就労を希望する身体・知的・精神障害等の障害のある方（障害者手帳の有無は問いません。）
- 区内在住で企業、事業所等に在職している身体・知的・精神障害等の障害のある方（障害者手帳の有無は問いません。）
- 障害者を雇用している、又は雇用を希望する区内に所在する企業及び事業所
- 区内在住の障害がある方の家族及び介助者など関係される方



施設のご紹介



イラストまたは写真

1

- 障害のある方の就労について
ガイダンスにてご説明
致します。
(登録制となります、まずは毎月第1・3水曜日)
- 働くことへの悩みはなんでも相談してください。



イラストまたは写真



2

- 就労移行支援所の見学も行きましょう。
- 企業実習の調整もおこないます。
- 履歴書・経歴書の添削もおこないます。

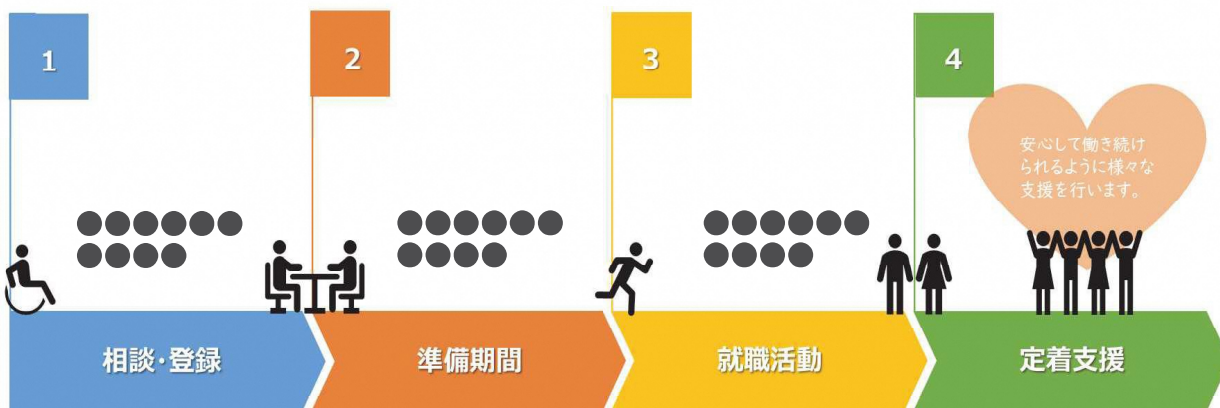
3

- 必要があればハローワークに同行します。
- 面談練習もおこないます。
- 面談も一緒にいきましょう。



4

- 就労後もずっとサポートします。
- 定期的に職場訪問や面談をおこないます。
- 転職や離職の相談にものります。



せいかつこうざ
生活講座

きぎょう はたら おも ちてきしょうがい
企業で働く、主に知的障害のある方に、
しょうがいがかくしゅう まいかい ていきょう
生涯学習の機会を提供しています。



ば
たまり場

しゅうろう かたがた きがる こうりゅう ば
就労している方々の気軽な交流の場とし
まいつき かしいかい
て、毎月1回開催しています。



しゅうろうけいぞく いわ かい
就労継続を祝う会

しゅうろうけいぞく いわ かい かいせい
就労継続のお祝い会を開催しています。
しゅうろうけいぞくねんすう ひょうしょう
就労継続年数によって表彰いたします。

文京区社会資源マップ

- 障害福祉課・ハローワーク・基幹相談支援センター・就労支援センター・保健所
- 障害福祉課
 - ハローワーク 飯田橋
 - 障害者就労支援センター
 - 障害者基幹相談支援センター
 - 保健サービスセンター
 - 保健サービスセンター 本郷支所

- 地域生活支援拠点事業
- 本富士生活あんしん拠点
- ※駒込、富坂、大塚は
順次整備予定

- 相談支援事業所
- みん里学舎小石川
 - タオ
 - あくせす
 - 地域プラザふらっと
 - みん里学舎大塚
- 指定特定相談支援事業 ふくろう
- みん里学舎本部
 - サポートセンターいちよう
 - マインドサポート
 - 相談支援事業所リリーフ
 - 区児童発達支援センター
 - だんござわハウス 相談支援係
 - ユナゾクハウス



- 就労移行支援事業所
- 区立小石川福祉作業所
 - はーと・ピア2
 - 就労移行支援事業所ベルーフ
 - 区立大塚福祉作業所
 - ヒーライフ 永遠橋キャリアセンター
 - 就労移行支援 ジョブリッジ 飯田橋
 - サンヴェリッジュ文京センター
 - 経営企画三丁目
 - リドアームお茶の水
 - ソシアル就労支援センター 湯島

- 就労継続支援A型
- バジティア
 - ワークプレイスふんぶん

- 就労継続支援B型
- アビーム
 - 区立小石川作業所
 - 工房わかざり
 - ワークプレイスふんぶん
 - 区立大塚福祉作業所
 - ゾークンヨウバヤまどり
 - みん里学舎本部
 - 経営企画Ⅱ
 - 経営企画三丁目
 - 経営企画
 - ティ・リーフ

福祉

文京区障害者就労支援センター

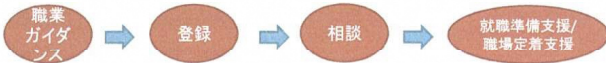
住所：文京区本郷4-15-14文京区民センター1階



ラウンジ

就労移行支援事業所や就労継続支援A型/B型、様々な障害者雇用に関する資料を置いてあります。また、相談室としても利用しています。職業ガイダンスは、ラウンジで行っています。

支援の流れ



Aさんの相談事例

20代 精神障害者保健福祉手帳3級 診断名：うつ病

【相談したいこと】

派遣社員として就労していたが派遣先企業の業績が悪化してしまい契約が終了となってしまった。新しい就労先を探していたが、短期しか見つからず生活に困っている。これからどのようにしたらよいか相談したい。

職業ガイダンス

登録

うつ病の診断を受けていたAさん、自身の特性と向き合いながら派遣社員として一般事務のお仕事をしていました。真面目な性格から、会社の皆からも頼りにされて働きがいを持って仕事をしていました。そんな折、突然派遣先の企業の業績が悪化してしまい契約が終了となってしまいました。新しく紹介してもらえる仕事は短期が多く、契約終了の不安と新しい職場の変化についていけずに体調を崩してしまいました。仕事も出来ず貯金もなくなってしまうAさん、保健所からの紹介でガイダンスに参加されました。

具体的な相談内容

- ・生活に困っており、障害年金の事を聞きたい。①
- ・自分に合った仕事を見つけ正社員として働きたい。②
- ・経歴書の作成や面談が苦手である。③

※個人が特定できないよう内容を変更しています。

相談

ガイダンスに参加されたAさんは、障害者雇用の存在を知り正社員として長く同じ会社で働き続けたいと思われたそうです。突然の契約終了と環境の変化から、状況を整理出来なかったAさんですが、支援員と一緒に生活環境やこれからの仕事について整理をしていきました。まずは、生活の安定を目標として年金や生活費について支援員と一緒に相談に行きました。自信を失っていたAさんですが、生活の目的がたち安心されたようでした。

就職準備支援

- ① 国民年金課・生活福祉課 同行
 - ・障害者年金の申請について相談を行った。
 - ・生活福祉課へ生活の相談を行った。
- ② 委託訓練 情報提供
 - ・自分に合った相談内容と支援内容
 - ・自身の興味と特性にあった職業訓練を受講。
- ③ 東京都障害者職業センター 職業評価
 - ・障害特性の自己理解や整理をするため利用。
- ④ 文京区障害者就労支援センター 継続面談
 - ・職務経歴書の作成や配慮事項を整理し、面談練習を行う。



相談室

新型コロナウイルス感染予防のため、パーティションの設置、サーキュレーターで空気がこもらないようにしています。

職場定着支援

職業評価を受け仕事をしていく上で必要な配慮事項について整理を行い、委託訓練も終了されました。主治医からも再度仕事への挑戦を後押しされて、目標としていた一般事務正社員として就労をされました。面接時には、「1ヶ月に1回、平日に通院することについて」、「業務について相談できる担当の方を決めて頂くこと」、「スピードを求められる業務の場合は、仕事量を調整して頂くこと」を配慮事項として伝えました。就労後も、定期的に就労支援センターと仕事終わりに面談を行い、職場での不安なことなど相談を継続しました。半年後、上司が異動することになり、新しい上司に改めて相談する配慮事項について、Aさんと支援員とで整理を行いました。支援員が会社訪問し、Aさんと新しい上司と職場での配慮事項について確認をしました。

「事例記事について」

目的：働くことや支援のイメージを持ちやすくするための事例記事

【事例記事の共通内容】

- ① 利用/就労支援/採用の流れ（フローチャート）⇒センター事例紹介例参照（資料）
- ② 写真などの掲載（可能であれば）

【事例内容について】

○文字数

500文字～1000文字以内

○ページ数

最大2ページ（A4）

・・・社会資源ページにない場合、企業、施設、事業所の紹介ページを1ページ作成する。

【検討事項】

1. 事例記事の共通内容について、加えた方がよい内容があればご意見を頂きたいと思います。
2. 令和2年度第2回就労支援専門部会で頂いたご意見について

例：就労支援センター

- ① 相談内容 ②支援手順 ③結果どのように解決されていったか ④その後の定着支援

例：当事者

- ① 就職活動（活用したサービスなど） ②採用面接（工夫したこと） ③就労して大変だったこと、工夫したこと、良かったこと、やりがいなど

例：企業

- ① 採用までの流れ（支援機関との連携など） ②採用後の工夫（合理的配慮） ③会社にとってプラスになったこと、本人含め社員の活躍など

※個人情報は掲載しない/個人が特定されないよう留意する。

【ワーキングメンバーからの意見】

- ・就労後の流れも掲載されているので良いと思う。
- ・企業は受入れのプロセス、学校の場合は言葉遣いの違い、それぞれの事情で修正して良いと思う。B型は就労に結びつくだけでなく、通い続けることによって生活リズムが整えられているという事、社会的な体験が可能になっているという説明がなっていれば良い。ひな形なのですべてを合わせなくても良いと思う。
- ・2つくらいの事例を合わせて作成するのも良いと思う。
- ・ハンドブックは情報提供的要素がある。半分フィクションでも良いと思う。その事業所でよくありそうな話で作っても良いのではないか。
- ・フォーマットとして、支援の流れと事例として具体的な取り組みを載せていく感じで良いのか。
- ・事例提供した事業所の社会資源ページを別途作成し事例のページについては事例だけ作るというのはいかがでしょうか。
- ・医療機関も社会資源のページに加えていただきたい。
- ・作成するにあたり工程が多いので8月の専門部会が終わったら早めに進めていった方が良い。
- ・社会資源のページに掲載がなく、事例ページにだけ掲載があるというのも良くないので社会資源ページにも紹介できるような掲載が出来るが良い。
- ・社会資源ページにはすべてを掲載する事は厳しいと思うがリスト形式にするか、代表的なところに特化するのかなど区と連携してやってほしい。
- ・採用のパンフを作っているが、就労のプロセスや企業の中でどんな仕事をしているかという内容となると見開き2ページだと少ないと思う。4ページあると表現ができると思う。
- ・事例を作成する際に他の機関との連携もあれば入れても良いと思う。
- ・文京区のHPに載せる事は大事な事だと思う。今回作成にあたり色々な区市町村の物を参考にさせてもらって学んでいる。学びあいは大事である。

【質問】作成はPDF提出か。

⇒データの出し方は印刷会社にもよるので、確認してご連絡したい。

【質問】編集を印刷会社でやるとしたらイラストレーターで出してくれということになる。印刷する側はイラストレーターで出してもらうのが良いが、事業所の皆さんが対応できないかもしれない。

⇒イラストレーターをPDFにしているが、PDFにしてデータにして印刷会社をお願いする事も考えている。

就労支援ハンドブック 目次(案)

合計 67 ページ(最大)

表紙裏表紙・・・4P

はじめに (1P)

目次 (1P)

①文京区地域自立支援協議会について (1P)
就労支援専門部会について

②社会資源確認チャート (2P)→ (4P)
働いておらず、働きたい方／働いていて職場での悩みを相談したい方

③社会資源の紹介ページ (26P) → (28P) 各1ページ

[就労] 23P

就労移行支援事業 (8箇所)

就労継続支援A型 (2箇所)

就労継続支援B型 (11箇所)

就労定着支援事業 (4箇所) ※リスト形式

障害者就労支援センター

障害者就業・生活支援センター (ワーキングトライ/WEL'S)

[生活] 2P

文京区障害者基幹相談支援センター

地域生活支援拠点事業

[医療] 4P

医療機関(デイケアなど) ※リスト形式

[事例にご協力頂いた事業所] (3~6P)

小石川メンタルクリニック

王子特別支援学校

トヨタループス株式会社

④社会資源相関図(1P)

⑤社会資源 MAP(2P)

⑥事例 (14P)各2ページ

就労の経験

企業での取り組み

医療機関での就労支援・取り組み

特別支援学校での就労支援・取り組み

就労移行支援事業所での就労支援・取り組み

就労継続支援B型での就労支援・取り組み

障害者就労支援センターでの就労支援・取り組み

⑤障害者雇用の制度 (2P)

障害者雇用率制度

文京区助成金

⑥その他の活用できるハンドブックなど (1P)

- ・文京こころのふれあいをすすめる会「心の健康ガイド」
- ・文の京 障害者福祉のてびき

→相談先フローチャートへも掲載

⑦ハートフル工房・ジョブ〜る文京のご案内 (1P)

⑧トヨタループス株式会社 (印刷・デザインのご協力) (2P)

検討事項

- ①ルビや見分けやすい色合いなどについて
ルビを必要とする方向けにどのページにルビ振りをするか(簡易な表現に変更するか)

見分けやすい色合い……濃淡がわかるようにし、色は極力使わない

- ②社会資源確認チャート
レイアウト、字の大きさ、社会資源の確認の方法について

- ③社会資源紹介ページ
レイアウト、項目内容について

- ④目次内容
ページ数を増やし下記の内容を変更しています。

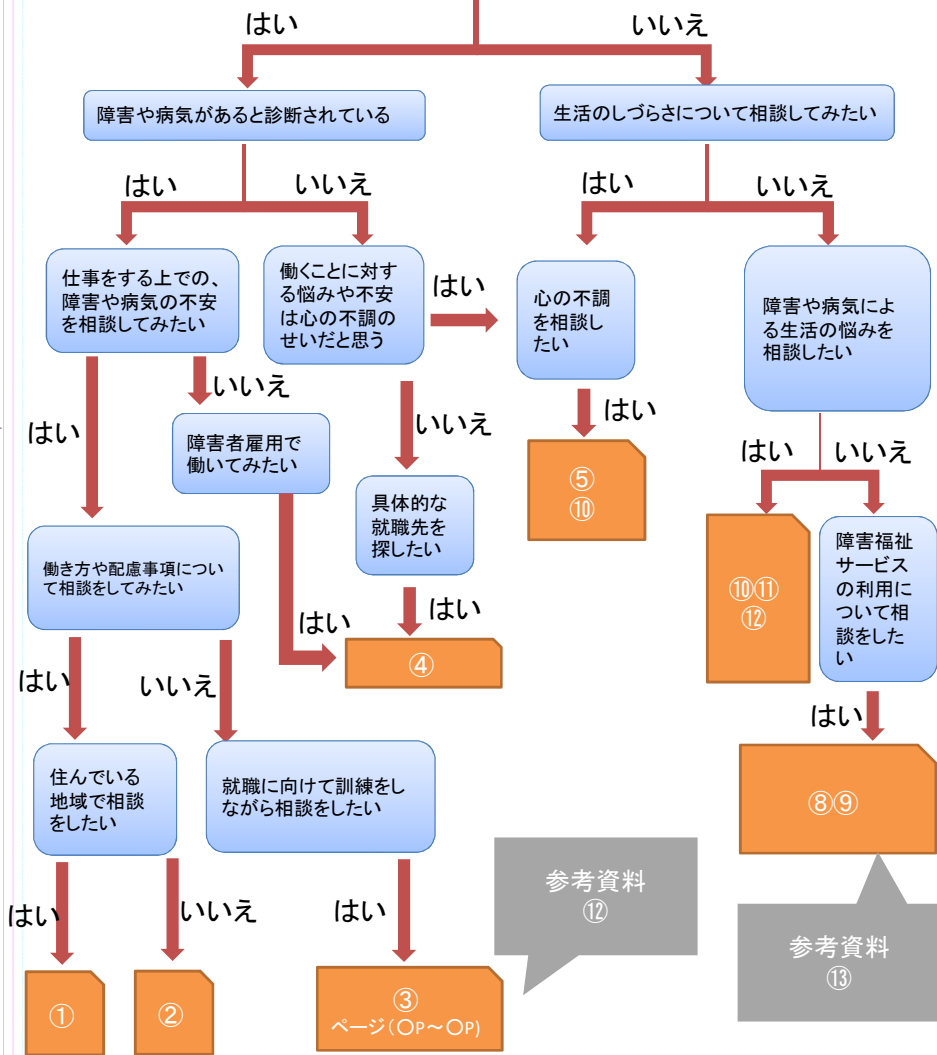
事例提供していただける事業所は、社会資源紹介ページにも掲載する。

トヨタグループ株式会社で印刷やデザインをして頂く様子などの紹介ページを増やす。

②社会資源確認チャート

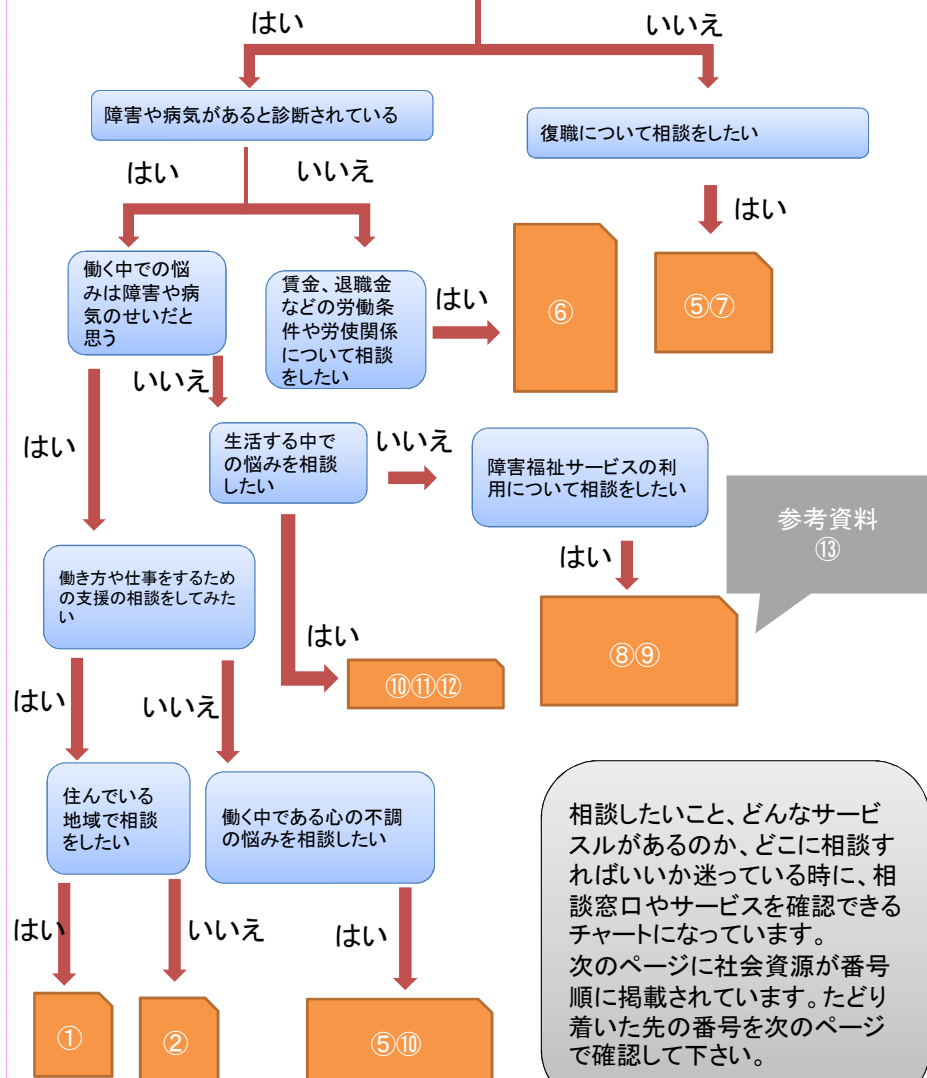
社会資源確認チャート

今、働いておらず、仕事をしたいと思っている。



社会資源確認チャート

今、働いている職場での仕事に悩みがある。



相談したいこと、どんなサービスがあるのか、どこに相談すればいいか迷っている時に、相談窓口やサービスを確認できるチャートになっています。次のページに社会資源が番号順に掲載されています。たどり着いた先の番号を次のページで確認して下さい。

■質問の仕方

- 語尾START付近→「してみたい」「だと思う」→自分で選択・考える
- 語尾GOAL付近→「したい」「して欲しい」→決断・理解・動機づけ

①文京区障害者就労支援センター
参考ページ(OP、OP)

障害者の就労に関する相談窓口として、障害者や家族・企業・関係機関からの相談を受け、障害者施設やハローワークと連携しながら、各種就労に向けての支援を行っています。

②障害者就業・生活支援センター
参考ページ(OP、OP)

就労支援及び就労に伴う生活支援を実施しています。
障害のある方を対象に働く上での相談、事業所を対象に障害者雇用に関する相談を行っています。

⑧障害福祉課

参考ページ(OP、OP)

障害福祉についての相談及び各種の事業を実施しています。

- ・身体障害、知的障害に関する相談及び支援
- ・各種手当て支給や助成の手続きに関することなど

⑨予防対策課

参考ページ(OP、OP)

精神障害の方についての各種申請を受け付けています。

難病の方についてはホームヘルプ・就労支援等の障害福祉サービスの利用申請を受け付けています。

③就労移行支援事業所
就労継続支援A型
就労継続支援B型
参考ページ(OP、OP)

就労移行支援

利用期間(原則2年)、
一般雇用を目指す障害のある方を対象に職業訓練等を行っています。

就労継続支援A型・就労継続支援B型

就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
A型は雇用契約を結ぶ、福祉的就労の場。B型は雇用契約を結ばない福祉的就労の場。

④ハローワーク
参考ページ(OP、OP)

就職することを希望する障害のある方への。仕事の情報提供、紹介、就職活動の相談、必要な技能習得のための職業訓練等への入校相談を行っています。

⑩保健サービスセンター
参考ページ(OP、OP)

精神障害・難病の方及びその家族から、病気や健康に関する相談を地区担当の保健師が受け付けています。
専門医師による精神保険相談も行っています。

⑪障害者基幹相談支援センター
参考ページ(OP、OP)

障害者・児とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担い、障害の種別や年れに関わらず、各種相談情報提供などの支援を行っています。

⑤医療機関
参考ページ(OP、OP)

精神科によって、リワークデイケア(復職支援)を実施している。
リワークデイケアで、生活のリズムの整えや復職支援を行っています。

⑫地域生活あんしん拠点
参考ページ(OP、OP)

障害者とその家族が安心して地域に住み続けることができるように、該当地区に住んでいる障害者等からの各種相談支援や地域づくりを行っている。

⑬心の健康ガイド
参考ページ(OP、OP)

文京区心のふれあいをすすめる会が発行している、主に精神障害のある方向けのハンドブック。精神保健福祉に特化し、社会資源や制度の紹介がされています。

⑥労働相談情報センター
参考ページ(OP、OP)

賃金・退職金等の労働条件や労使関係など労働問題全般にわたり相談に応じています。

⑦東京障害者職業センター
参考ページ(OP、OP)

職業相談、職業準備支援、職業評価、ジョブコーチ支援、リワーク支援などを行っています。
雇用管理等の助言など事業主支援もを行っています。

⑭文の京 障害者福祉のてびき
参考ページ(OP、OP)

障がいのある方に対するサービスの内容と利用方法などが掲載されています。

③社会資源の紹介

ページ

③就労移行支援事業所
参考ページ(OP、OP)

MAP番号

事業所名

身

知

精

基本情報

住所

電話/FAX/E-mail

最寄り駅

見学/実習

URL

- ・事業の特徴・強み
- ・写真を多く使う
- ・作業風景
- ・プログラムの様子
- ・事業所PR
- ・パンフレットの掲載

2次元
コード

・事業名横→対象障害がわかるように記号を記載。

・基本情報は上段にまとめる。詳しい説明は下段。

→人は Z 方向に左から右に読み進める傾向があるため、上段に基本情報を記載し、疲れやすい方や読むのが苦手な方も情報量を調整しやすくする。

・下段は事業所の特徴や雰囲気や様子が分かるように掲載する。

・下段二次元バーコードでHPIにアクセスできるように、詳細を確認できるようにする。

・二次元コードを利用できない方用に上段基本情報の場所にもURL記載する。

障害者就労支援センター 参考ページ(OP、OP)

MAP番号

事業所名 **文京区障害者就労支援センター** (身) (知) (精)

基本情報

住所 文京区本郷4-15-14文京区民センター1階
 電話 03-5805-1600 FAX 03-5805-1601 メール daihyo@bunkyo-shuroushien.jp
 最寄り駅 春日駅:都営三田線、大江戸線 後楽園駅:東京メトロ 丸ノ内線
 見学/実習 —
 URL <https://www.city.bunkyo.lg.jp/hoken/shogai/shigoto/shiencenter.html>

文京区障害者就労支援センターでは、区内の障がいのある方の『働く』を応援しています。就労支援、就労に伴う生活支援を行っています。利用は登録制になっており、登録の際には職業ガイダンスへご参加頂いています。

職業ガイダンス

毎月第1・3水曜日に文京区障害者就労支援センターのラウンジで開催しています。予約制になっておりますので、事前にお電話・FAX・メール・来所でお申し込み下さい。



毎月第1・3水曜日 **職業ガイダンスに参加しませんか!!**

働くための準備について ●職業訓練・職業体験 ●就職活動について
 ●障害者雇用について ●自分らしい働き方とは...

お申し込み(お電話・FAX・メール・来所)
 職業ガイダンスへの参加は、事前のお申し込みが必要です。
 ...お名前・連絡先・配慮事項、そして参加希望とお伝えください。

職業ガイダンス(説明会) 毎月第1・3水曜日
 セミナー形式で、障害のある方の就労について、ご説明します。
 障害のある方の働き方について 会場 ■文京区障害者就労支援センター
 働くための準備について 1階ラウンジ(文京区民センター)
 職業訓練や職場体験の制度について ■就業情報コーナーがあります。いつでも利用できます。
 障害者就労支援センターについて

個別面談 (1人30分程度)
 個別に相談をお受けいたします。受付時に希望者のみ実施、お待ちいただく場合があります。
 あなのため...お気軽にご相談ください。
 働く事で、お知りになりたいこと
 働くことの心配事や悩み
 自分らしい働き方やキャリアについて
 身につけたい技能や知識、職業訓練について

就労支援センター登録後

就労相談

- ・就職に関する相談
- ・職場で困りごとの相談
- ・キャリアに関する相談
- ・復職、メンタルヘルスの相談
- ・転職、離職のご相談

就職準備支援

- ・就職活動の支援 (応募書類作成支援)
- ・自己理解、職業理解、配慮事項の確認
- ・職場見学、職場体験
- ・職業評価

就職(面接)

- ・面接の練習/合理的配慮の伝え方について

職場定着支援

- ・職場環境の調整
- ・職場訪問
- ・キャリアに関する相談
- ・職場での困りごと、悩みの相談
- ・ストレス対処のアドバイス、職業生活の相談

転職/離職

障害者就労支援センター 参考ページ(OP、OP)

MAP番号

事業所名 **文京区障害者就労支援センター** (身) (知) (精)

基本情報

住所 文京区本郷4-15-14文京区民センター1階
 電話 03-5805-1600 FAX 03-5805-1601 メール daihyo@bunkyo-shuroushien.jp
 最寄り駅 春日駅:都営三田線、大江戸線 後楽園駅:東京メトロ 丸ノ内線
 見学/実習 —
 URL <https://www.city.bunkyo.lg.jp/hoken/shogai/shigoto/shiencenter.html>

文京区障害者就労支援センターでは、区内の障がいのある方の『働く』を応援しています。就労支援、就労に伴う生活支援を行っています。利用は登録制になっており、登録の際には職業ガイダンスへご参加頂いています。



ラウンジでは職業ガイダンスを開催する他、相談室(特に複数人で相談する場合)として使っています。その他、就労に関する資料を自由に閲覧できるよう配架しています。

【職業ガイダンス】

毎月第1・3水曜日に文京区障害者就労支援センターのラウンジで開催しています。予約制になっておりますので、事前にお電話・FAX・メール・来所でお申し込み下さい。障害者就労支援センターについて、障害者雇用についての説明会を前半行い、後半は個別面談を行っています。



相談室

障害者就労支援センターでは、就労相談の他に、主に知的障害のある方向けに生活講座やたまり場(現在、新型コロナウイルスの影響で中止)、講演会などの事業も行っています。

→ これぐらいの大きさであれば、A3印刷した際、文字が潰れずよめました。

2次元コード

④社会資源相関図

雇用施策

社会資源相関図

様々な、就労、生活に関する支援機関を分類したチャートマップです。
 どんな役割をもっているのか、おおまかなイメージがつきやすいようチャートに配置をしています。

※各事業所によってサービス内容が異なる場合があります。

労働相談情報センター
 参考ページ(OP,OP)

ハローワーク
 参考ページ(OP,OP)

障害者職業センター
 参考ページ(OP,OP)

①文京区障害者就労支援センター
 参考ページ(OP,OP)
 ②就業・生活支援センター
 参考ページ(OP,OP)

一般雇用へ

生活支援へ

地域生活あんしん拠点
 参考ページ(OP,OP)

就労移行支援事業所
 参考ページ(OP,OP)

就労定着支援事業所
 参考ページ(OP,OP)

就労継続支援B型事業所
 参考ページ(OP,OP)

医療機関・精神科リワークデイケア
 参考ページ(OP,OP)

文京区障害者基幹相談支援センター
 参考ページ(OP,OP)

特別支援学校
 参考ページ(OP,OP)

就労継続支援A型事業所
 参考ページ(OP,OP)

福祉・医療・教育施策

⑥事例

就労の経験 → 銀杏企画3丁目移行分室

企業での取り組み → トヨタグループ株式会社

医療機関での就労支援・取り組み → 小石川メンタルクリニック

特別支援学校での就労支援・取り組み → 王子特別支援学校

就労移行支援事業所での就労支援・取り組み → 銀杏企画3丁目移行分室

就労継続支援B型での就労支援・取り組み → 工房わかぎり

障害者就労支援センターでの就労支援・取り組み → 障害者就労支援センター
(敬称略)

福祉

文京区障害者就労支援センター

住所：文京区本郷4-15-14文京区民センター1階



ラウンジ

就労移行支援事業所や就労継続支援A型/B型、様々な障害者雇用に関する資料を置いてあります。また、相談室としても利用しています。職業ガイダンスは、ラウンジで行っています。

支援の流れ



Aさんの相談事例

20代 精神障害者保健福祉手帳3級 診断名：うつ病

【相談したいこと】

派遣社員として就労していたが派遣先企業の業績が悪化してしまい契約が終了となってしまった。新しい就労先を探していたが、短期しか見つからず生活に困っている。これからどのようにしたらよいか相談したい。

職業ガイダンス

うつ病の診断を受けていたAさん、自身の特性と向き合いながら派遣社員として一般事務のお仕事をしていました。真面目な性格から、会社の皆からも頼りにされて働きがいを持って仕事をしていました。そんな折、突然派遣先の企業の業績が悪化してしまい契約が終了となってしまいました。新しく紹介してもらえる仕事は短期が多く、契約終了の不安と新しい職場の変化についていけずに体調を崩してしまいました。仕事も出来ず貯金もなくなってしまったAさん保健所からの紹介でガイダンスに参加されました。

登録

具体的な相談内容

- ・生活に困っており、障害年金の事を聞きたい。①
- ・自分に合った仕事を見つけ正社員として働きたい。②
- ・経歴書の作成や面談が苦手である。③

※個人が特定できないよう内容を変更しています。

相談

ガイダンスに参加されたAさんは、障害者雇用の存在を知り正社員として長く同じ会社で働き続けたいと思われたそうです。突然の契約終了と環境の変化から、状況を整理出来なかったAさんですが、支援員と一緒に生活環境やこれからの仕事について整理をしていきました。まずは、生活の安定を目標として年金や生活費について支援員と一緒に相談に行きました。自信を失っていたAさんですが、生活の目的がたち安心されたようでした。

国保年金課・生活福祉課 同行 ①
 ・障害者年金の申請について相談を行った。
 ・生活福祉課へ生活の相談を行った。

委託訓練 情報提供 ② ※対応する主な相談内容/支援内容
 ・自身の興味と特性にあった職業訓練を受講。

就職準備支援

東京障害者職業センター 職業評価 ②
 ・障害特性の自己理解や整理をするため利用。

文京区障害者就労支援センター 継続面談 ③
 ・職務経歴書の作成や配慮事項を整理し、面談練習を行う。



相談室

新型コロナウイルス感染予防のため、パーティションの設置、サーキュレーターで空気がこもらないようにしています。

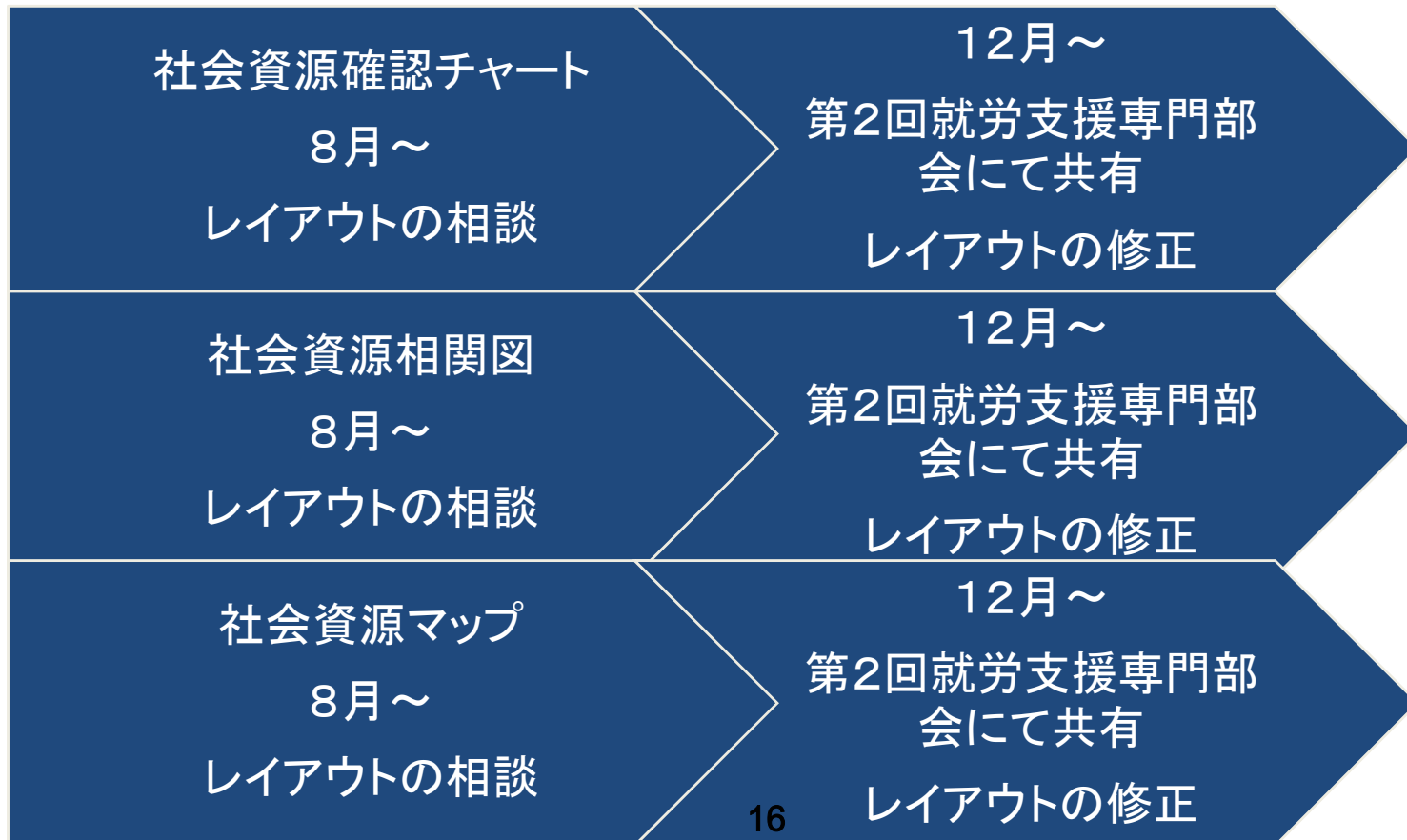
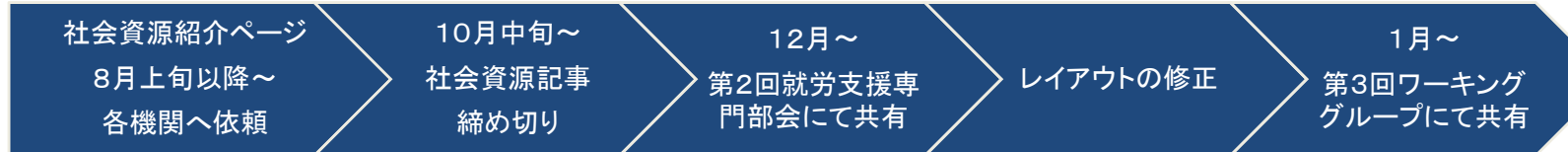
就職

職場定着支援

職業評価を受け仕事をしていく上で必要な配慮事項について整理を行い、委託訓練も終了されました。主治医からも再度仕事への挑戦を後押しされて、目標としていた一般事務正社員として就労をされました。面接時には、「1ヶ月に1回、平日に通院することについて」、「業務について相談できる担当の方を決めて頂くこと」、「スピードを求められる業務の場合は、仕事量を調整して頂くこと」を配慮事項として伝えました。就労後も、定期的に就労支援センターと仕事終わりに面談を行い、職場での不安なことなど相談を継続しました。半年後、上司が異動することになり、新しい上司に改めて相談する配慮事項について、Aさんと支援員とで整理を行いました。支援員が会社訪問し、Aさんと新しい上司と職場での配慮事項について確認をしました。

作成印刷スケジュール ル(予定)

事例及び社会資源の紹介ページについては、事業所の皆様へ記事作成の依頼を行います。



最終稿

2月～第3回就労支援専門部会

3月上旬～印刷

事例記事作成スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
就労支援 専門部会					第1回 【8/4開催】			第2回			第3回	ハンドブック 印刷
就労支援専門部 会ワーキング				第1回 【7/7開催】		事例記事作成	(仮) 10月			(仮) 1月		